

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和八年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。以下「平成二十八年改正令」という。）附則第二条の規定により第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行令第一条の第二項の規定を適用しないこととされた者であつて、この政令の施行の日まで引き続き加入者の資格を有するものについては、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令附則第四項から第十三項までの規定は、同日以後引き続き平成二十八年改正令の施行の日において使用されていた学校法人等に使用されている間は、適用しない。

文部科学大臣 関 芳弘
内閣総理大臣 高市 早苗

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百十三号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。
第十六号を第十七号とし、第二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 北海道帯広市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町の区域

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百十四号

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十八条第一項（同法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第五項に次のただし書を加える。

ただし、当該住所の全部の公告に支障があると認めるときは、当該住所の一部の公告をもつて当該住所の全部の公告に代えることができる。

第三十五条第四項中「こえない」を「超えない」に、「こえなくなつた」を「超えなくなつた」に改め、同条第五項及び第十項に次のただし書を加える。

ただし、当該住所の全部の公告に支障があると認めるときは、当該住所の一部の公告をもつて当該住所の全部の公告に代えることができる。

附則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

国土交通大臣 井林 辰憲
内閣総理大臣 高市 早苗

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百十五号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十五号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和九年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和十年四月一日とする。

財務大臣 片山さつき

農林水産大臣 築 和生
内閣総理大臣 高市 早苗

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗